

安全運転の実技指導の内容の公表（初任運転者）

「旅客自動車運送事業運輸規則47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」（国土交通省告示第1089号）により、一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項に基づき公表するものです。

弊社では、新たに入社した運転者に対して次の内容にて指導を行い、安全運行及びお客様に快適にご乗車頂けるために必要な知識・運転技術を教育します。

1. 実技指導 指導者：貸切経験のある運行管理者及び優良貸切運転士

実際に運転する貸切バス・マイクロバス・園児送迎貸切バスを使用し、「運転操作」「運転技術」「道路状況等の確認」を実施します。
法令では、20時間以上と定められておりますが、当社では運行管理者及び指導責任者が運転者として選任可能と判断するまで繰り返し実技指導を行います
実施ルート

- ・基本的に弊社エリア内を運行
- ・市内園児送迎ルート

2. 座学指導 指導者：運行管理者資格を有した指導員

国土交通省「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」に基づき、座学による教育を10時間以上実施します。

- ① 事業用自動車を運転する場合の心構え
- ② 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- ③ 事業用自動車の構造上の特性
- ④ 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項
- ⑤ 旅客が乗降する時の安全を確保するために留意すべき事項
- ⑥ 主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況
- ⑦ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- ⑧ 運転者の運転適性に応じた安全運転
- ⑨ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法
- ⑩ 健康管理の重要性
- ⑪ 安全性の向上を図るための装備を備える事業用自動車の適切な運転方法
- ⑫ 就業規則、労働協約の把握
- ⑬ 労基法、改善基準告示について
- ⑭ 非常用信号用具、消火器の取り扱い
- ⑮ ドライブレコーダーの記録を利用した教育

3. 教育使用車種区分

小型貸切バス・マイクロバス・小型園児送迎バス